事　 務　 連 　絡

令和３年７月２０日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染対策に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　このたび、新型コロナウイルス感染症対策本部において、東京都を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を７月１２日から８月２２日までとすること、沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を８月２２日まで延長すること、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について７月１１日をもってまん延防止等重点措置を終了すること、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を８月２２日まで延長することが決定され、あわせて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～３の通知が出されたとともに、国土交通省から、特に今後「デルタ株」に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえた別添４の要請、さらに別添５のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以　上